

# 雇用関係助成金一覧

## A. 雇用維持関係の助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
1	雇用調整助成金	休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する	11

## B. 再就職支援関係の助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
2	労働移動支援助成金	I 再就職支援コース	18
	II 早期雇入れ支援コース	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	28
	III 人材育成支援コース	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	31
	IV 移籍人材育成支援コース	移籍等により雇用期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練を行う	36
	V 中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大し、生産性を向上させる	41

## C. 雇入れ関係の助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
3	特定求職者雇用開発助成金 ☆	I 特定就職困難者コース	45
		II 生涯現役コース	51
		III 被災者雇用開発コース	55
		IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	59
		V 三年以内既卒者等採用定着コース	66
		VI 障害者初回雇用コース	69
		VII 長期不安定雇用者雇用開発コース	72
		VIII 生活保護受給者等雇用開発コース	76
4	トライアル雇用助成金	I 一般トライアルコース	83
		II 障害者トライアルコース	88
		III 障害者短時間トライアルコース	88
5	地域雇用開発助成金	I 地域雇用開発コース	95
		II 沖縄若年者雇用促進コース	106
6	生涯現役起業支援助成金	起業により中高年齢者等を雇い入れる	112

## D. 障害者の雇用環境整備関係の助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
7	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	施設整備をして障害者を5人以上雇い入れる	119
8	障害者雇用安定助成金	I 障害者職場定着支援コース	125
		II 障害者職場適応援助コース	137
		III 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース	146
9	障害者職業能力開発助成金	障害者の職業能力開発訓練事業を行う	151
10	障害者作業施設設置等助成金※★	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	158
11	障害者福祉施設設置等助成金※★	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	161
12	障害者介助等助成金※★	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等を実施する	163
13	重度障害者等通勤対策助成金※★	障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	168
14	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金※★	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	175

**E. 雇用環境の整備関係等の助成金**

		＜助成の対象となる措置＞		＜ページ＞	
15	職場定着支援助成金	I	雇用管理制度助成コース	評価・処遇制度や研修制度を整備する	177
		II	介護福祉機器助成コース	介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う	182
		III	保育労働者雇用管理制度助成コース	保育労働者のために賃金制度の整備を行う	187
		IV	介護労働者雇用管理制度助成コース	介護労働者のために賃金制度の整備を行う	191
		V	中小企業団体助成コース	中小企業者のために人材確保や労働者の職場定着を支援する事業を行う	196
16	人事評価改善等助成金			人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ、離職率を低下させる	198
17	建設労働者確保育成助成金	I	～II 認定訓練コース (経費助成/賃金助成)	建設業の中小事業主または中小事業主団体が認定訓練を実施または建設労働者に受講させる	202
		III	～IV 技能実習コース (経費助成/賃金助成)	建設業の事業主または事業主団体が建設労働者に技能実習を受講させる	202
		V	雇用管理制度助成コース	建設業の中小事業主が雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	202
		VI	登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース	建設業の中小事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	202
		VII	～VIII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり 事業コース (事業主経費助成/事業主団体経費助成)	建設業の事業主または事業主団体が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	202
		IX	若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース	建設業の中小事業主が若年者または女性を建設技能労働者等として試用雇用する	202
		X	～XI 建設広域教育訓練コース (推進活動経費助成/施設設置等経費助成)	職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動等を実施する	202
		XII	作業員宿舎等設置助成コース	建設業の中小事業主が被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借する	202
		XIII	女性専用作業員施設設置助成コース	建設業の元方の中小事業主が自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	202
		18	通年雇用助成金		
19	65歳超雇用推進助成金※	I	65歳超継続雇用促進コース	65歳以上への定年引上げ等を実施する	217
		II	高齢者雇用環境整備支援コース	高齢者の雇用環境整備の措置を実施する	219
		III	高齢者無期雇用転換コース	無期雇用への転換を実施する	223

**F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金**

		＜助成の対象となる措置＞		＜ページ＞	
20	両立支援等助成金	I	事業所内保育施設コース	事業所内保育施設を設置・運営・増築する	227
		II	出生時両立支援コース	育児休業を取得しやすい職場環境整備を行い、男性に育児休業を取得させる	236
		III	介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立支援に関する取組を行う。	239
		IV	育児休業等支援コース	育児復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる、または育児休業代替要員を確保する	244
		V	再雇用者評価処遇コース	育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	249
		VI	女性活躍加速化コース	行動計画に取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む	253

**G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金**

		＜助成の対象となる措置＞		＜ページ＞	
21	キャリアアップ助成金	I	正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する	257
		II	人材育成コース	有期契約労働者等に対して職業訓練(一般職業訓練、有期実習型訓練、中長期的キャリア形成訓練)を行う	261
		III	賃金規定等改定コース	賃金規定等の改定により賃金の引上げを実施する	266
		IV	健康診断制度コース	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入する	269
		V	賃金規定等共通化コース	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	272
		VI	諸手当制度共通化コース	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	274
		VII	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、有期契約労働者等の賃金の引上げを実施し、社会保険を適用する	277
		VIII	短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する	279
22	人材開発支援助成金	I	特定訓練コース	建設業、製造業、情報通信業に関連する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付訓練を行う	282
		II	一般訓練コース	I以外の厚生労働大臣の認定を受けたOJT付訓練を行う	289
		III	キャリア形成支援制度導入コース	直近2年間に継続して正規雇用の経験がない中高年齢新規雇用者等を対象にOJT付訓練を行う	291
		IV	職業能力検定制度導入コース	採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う	294
23	職場適応訓練費			都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を行う	300

(注1) お問い合わせ先は、都道府県労働局(一部ハローワークでも受け付けるものがあります)。ただし、※印が付されたものは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等です。

(注2) 助成金の財源は事業主提出の雇用保険二事業です。ただし、★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは、財源の一部が一般会計です。職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主提出の雇用保険二事業を財源とする制度です。

(注3) 本パンフレットの内容は平成29年4月1日現在のものです。